

お知らせ (続き)

自動車の登録手続きはお済みですか

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。

- 次の場合は、3月31日(火)までに運輸支局で必ず手続きを行ってください。
- ▽自動車を売り渡したり、他の人に譲渡した
- ▽自動車を使用しなくなった
- ▽住所・氏名に変更があった
- 手続きをしないと、使用していない自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かないなどトラブルの原因となります。販売業者に依頼した場合も、ご確認ください。

問合せ

- ▽自動車税 群馬県自動車税事務所 ☎ 027 (263) 4343
 - ▽自動車の登録 関東運輸局群馬運輸支局 ☎ 050 (5540) 2021
- ※軽自動車税(種別割)に関することは税務課市民税係 ☎ 内線 3011 へ

令和8年度 農地法申請書の受け付け

1010248

農地の貸し借りや所有権の移転、農地を宅地など農地以外の利用目的で転用するとき、農地法の許可が必要です。申請方法 申請書に必要書類を添えて提出

申請書受付期間	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時
令和8年	4月 7日(火)～14日(火)	10月 6日(火)～13日(火)
	5月 11日(月)～14日(木)	11月 6日(金)～13日(金)
	6月 8日(月)～12日(金)	12月 8日(火)～14日(月)
令和9年	7月 7日(火)～14日(火)	1月 6日(水)～13日(水)
	8月 10日(月)～14日(金)	2月 8日(月)～12日(金)
	9月 8日(火)～14日(月)	3月 8日(月)～12日(金)

許可・不許可の決定(目安) 農地法第3～5条申請は翌月10日前後(群馬県知事許可)

保留などは除く) 申請・問合せ 農業委員会事務局 ☎ 内線 5018・5019

固定資産の縦覧

縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)

縦覧場所 税務課、白沢・利根地区コミュニティセンター 対象 土地価格等縦覧帳簿は土地に、家屋価格等縦覧帳簿は家屋に対して課される固定資産税の納税者 持ち物 運転免許証など本人を証明できるもの

※代理人は委任状など その他 自己資産の確認は、名寄帳の閲覧により行えます 問合せ 税務課資産税係 ☎ 内線 3014～3016

開発行為などは 事前協議が必要です

1002011 1007270

開発区域が3千平方メートル以上で、区画形質の変更・施設整備を行う場合や、1千平方メートル以上の太陽光発電施設などの発電設備を設置する場合は、事前協議と近隣関係者などへの説明が必要です。

併せて、都市計画区域内で3千平方メートル以上、同区域外で1万平方メートル以上の開発には群

馬県知事の許可が必要です。 事前協議・問合せ 都市計画課 計画係 ☎ 内線 4121

土砂などによる 埋め立てなどの規制

1003448

■盛土を行う面積が、500平方メートル以上3千平方メートル未満の土砂などの埋め立て行為

環境汚染・災害防止のため、沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例に基づき、事前の届け出が必要です。条例に違反する場合、最高で2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金が科されます。

該当する盛土を行う際には、事前にご相談ください。 ※3千平方メートル以上の場合には、群馬県への届け出が必要です



土砂条例市HP

その他 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、群馬県へ盛土規制法に関する申請も必要です。詳しくは、県HP または建築課盛土安全推進室 盛土安全推進係 ☎ 027 (898) 027 (898)



盛土規制法県HP

3942 へ 届出・問合せ 環境課廃棄物係 ☎ 内線 3074